

3 自然との共生社会の確立

里山・里地・里海の保全と活用

H17(基準年)	H26	H27	H28	H29		H32(目標)
間伐実施面積(ha)						
0	122.34	163.88	92.28	61.27	➡	1,300
達成度(%)	9.4 ●	12.6 🌱	7.1 ●	4.7 ●		100
遊休農地面積(ha)						
181	246 🌳	242 🌳	242 🌳	105 🌳	➡	181
達成度(%)	73.6 🌳	74.8 🌳	74.8 🌳	172.4 🌳		100
藻場保全活動面積(ha)						
0	3.6 🌳	10 🌳	6.5 🌳	6.5 🌳	➡	6.5
達成度(%)	55.4 🌳	153.8 🌳	100 🌳	100 🌳		100
ふるさとボランティア活動の参加者数(人/年度)						
29	130 🌳	100 🌳	100 🌳	80	➡	100
達成度(%)	130 🌳	100 🌳	100 🌳	80		100

● 里山の保全と活用



整備された里山林の状況(吉坂)

木材需要の減少や林業者の高齢化・後継者不足、放置竹林の拡大などに対応し、森林の多面的機能向上により里山を保全するため、間伐材を搬出利用した森林所有者などを支援しています。平成29年度に搬出利用された間伐材は、3,128m³でした。

また、京都府豊かな森を育てる府民税市町村交付金を活用し、人家裏等の荒廃した里山を整備し、地域住民が安心・安全に暮らすことができる環境づくりを行う取り組みを実施し、里山が地域一体となって将来にわたり管理される環境づくりを支援しました。

このほか、「特定非営利活動法人 山悠遊 森林サポートまいづる」では、森林ボランティアの一環として年に2～3回、山の手入れの仕方を学ぶ間伐講習会やキノコの植菌体験、薪作り教室を開催しています。平成29年度は計39人の参加がありました。

● 里地の保全と活用

過疎や高齢化による耕作放棄地などの遊休農地の増加に歯止めをかけ、市民の手で里地を保全するため、多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度により支援を行っています。

平成29年度は、746戸を対象に耕作や草刈り等による農地の維持管理、用排水路の改修や農道の整備等による農業設備の維持管理、子どもに対する農業学習等を通じた普及啓発活動などが行われました。



農地の維持管理（杉山）

● グリーンツーリズム・ブルーツーリズムの推進

京都府では、ふるさと保全活動の一環として、ふるさとボランティア活動を推進しており、農地の草刈りや竹林の伐採、竹の粉化など農村の体験を通して、都市と農村の交流活動を支援しています。

平成29年度は舞鶴市内で計2回開催され、80人の参加がありました。

また、野原地区の漁業漁村体験施設では、漁村での生活を体験してもらうため漁業体験の受け入れを行っており、竜宮浜地区および神崎地区では地引網体験の受け入れを行っております。

平成29年度は合わせて約4,000人の利用がありました。

生物多様性の保全について

● 生物多様性とは

生物多様性とは生態系の豊かさを表す言葉であり、3つのレベルがあります。1つ目は様々な生物が生息する生態系の多様性です。2つ目は生態系の中にある種の多様性です。3つ目は同じ種の中にある遺伝的多様性です。

現在、地球上の多くの生物が絶滅の危機にさらされています。例えば京都府では、生息する野生生物の約15%が絶滅の危機にひんしています。その原因は、外来生物の侵入・定着や地球温暖化、人為的な開発や乱獲、里地里山の荒廃など多岐にわたります。生物多様性の衰退による我々の生活への影響は避けて通れません。私達人間の生活が様々な生物に影響を与えていることを常に考え、行動しましょう。

● 絶滅を回避するには

多くの生物が絶滅の危機にひんしている現在において、過去の過ちを繰り返さないこと、自然や環境に対する正しい知識を身につけることが重要です。以下の事を心がけ、生物多様性の保全につなげましょう。

- ・ 自然観察等を通し自然に親しむ
- ・ 環境に優しい農業や漁業でとれたものを選ぶ
- ・ 外来生物を広げない
- ・ 自然環境を次代へ受け継ぐため、知見を集積する
- ・ 自然保護活動に参加する



オオミズナギドリと冠島

3 自然との共生社会の確立

野生生物との共生

H17(基準年)	H26	H27	H28	H29		H32(目標)
京都府レッドリスト選定種数(野生生物・絶滅寸前種・絶滅危惧種・準絶滅危惧種)(種)						
167	177 	177 	177 	177 		167
達成度(%)	94.4	94.4	94.4	94.4		100
天然記念物の指定件数(件)						
10	12 	13 	13 	13 		15
達成度(%)	80	86.7	86.7	86.7		100
有害鳥獣による農作物の被害面積(a)						
2,853	2,004(※) 	2,700 	4,689 	2,143 		1,100
達成度(%)	54.9	40.7	23.5	51.3		100

(※)「有害鳥獣による農作物の被害面積」について、H26年度は自己消費地の被害面積が調査されていないため、25年度の数値を記載しています。

● 野生動植物の把握と保護



まいづる環境市民会議と市の連携により、舞鶴に生息する動植物や特色ある景観など9部門計448点を紹介する自然観察ガイドブック「舞鶴フィールドミュージアム」を作成し、平成27年3月に発行しました。冊子として市内各所で販売するとともに、市ホームページにウェブ版を掲載し、情報の発信を行っています。

● 外来生物の把握と対策

アライグマは特定外来生物であることから、舞鶴市内からの完全排除を目標として対策を強化しており、平成29年度は、18頭を捕獲しました。

● 有害鳥獣への的確な対応

有害鳥獣による農作物被害を防ぐため、捕獲と併せて、檻や電気柵の設置などに対する支援を行っています。

平成29年度の有害鳥獣捕獲実績は、鳥類44頭・動物(獣)2,153頭でした。被害面積は、2,143 a となっています。



電気柵の設置状況